

# 国有林野の管理経営に関する基本計画の素案 (概要)

令和5年10月

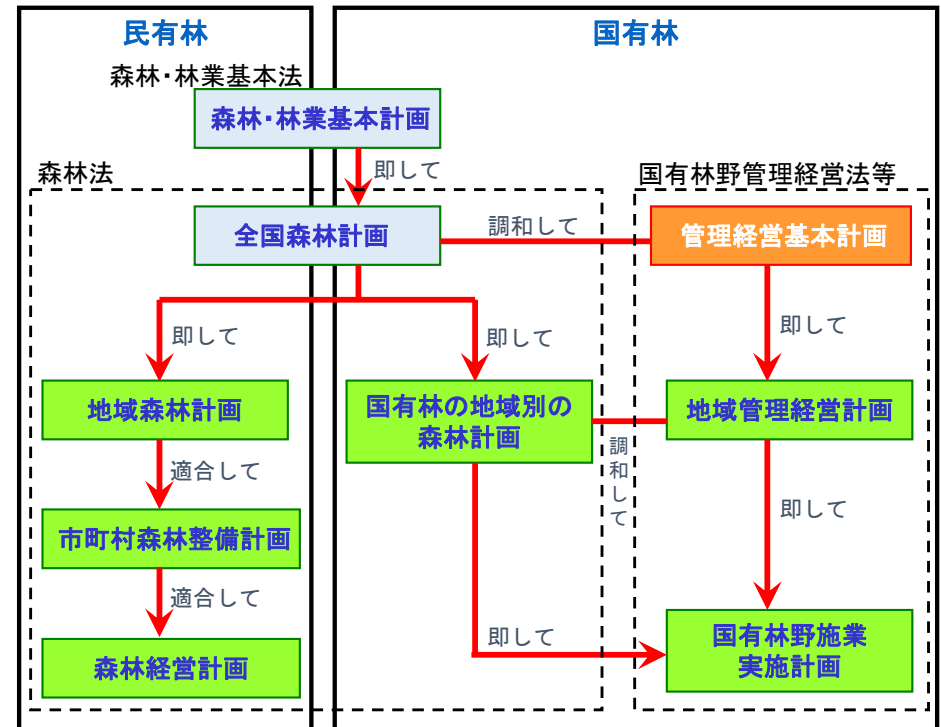
**林野庁**

- 「国有林野の管理経営に関する基本計画」(以下「管理経営基本計画」という。)は、国有林野の管理経営に関する基本方針その他の基本的な事項を明らかにするため、「国有林野の管理経営に関する法律」(以下「国有林野管理経営法」という。)第4条の規定に基づき、農林水産大臣が5年ごとに定める10年間の計画
- 森林管理局長は、この計画に即して、流域(森林計画区)ごとに「地域管理経営計画」及び「国有林野施業実施計画」を定め、国有林野の管理経営を推進
- 現行の管理経営基本計画は、平成31年4月1日から平成41年3月31日までを計画期間として、平成30年12月に策定

○ 国有林野管理経営法(抜粋)  
**第4条** 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、5年ごとに、10年を一期とする国有林野の管理経営に関する基本計画を定めなければならない。

2・3 (略)

## 森林計画制度の体系



**【管理経営基本計画】** (大臣：5年ごと10年計画)  
 公益的機能の維持増進を第一として、林産物の持続的・計画的な供給、地域の産業振興等を目標とする国有林野の管理経営の方向を明確にする全国の国有林野を対象として定める計画

**【地域管理経営計画】** (局長：5年ごと5年計画)  
 地域ごとの賦存状況に応じたきめ細かい国有林野事業の運営を図るため、森林計画区を単位として定める管理経営の計画

**【国有林野施業実施計画】** (局長：5年ごと5年計画)  
 森林計画区を単位として、個々の森林の管理経営や森林施業について規定し、事業量や施業規整、伐採造林等の箇所別計画、保護すべき国有林野等を具体的に定める計画

- 前回の策定(H30.12)から5年が経過することから、本年12月までに令和6年4月1日から令和16年3月31日までを計画期間とする新たな計画を策定する必要
- 管理経営基本計画の策定に向けたスケジュールについては、次を想定

令和5年	9月	林政審議会 (取組実績、策定の方向)
	10月	林政審議会(素案)
	11月	パブリックコメントの実施
	12月	林政審議会(諮問・答申) 計画の決定・公表

○ 国有林野管理経営法(抜粋)

**第4条** 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、5年ごとに、10年を一期とする国有林野の管理経営に関する基本計画を定めなければならない。

2・3 (略)

**第5条** 農林水産大臣は、管理経営基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理経営基本計画の案を、当該公告の日から30日間公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、当該縦覧に供された管理経営基本計画の案に意見がある者は、同項の縦覧期間満了の日までに、農林水産大臣に対し、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

3 農林水産大臣は、第一項の縦覧期間満了後、当該管理経営基本計画の案について、前項の規定により申立てがあつた意見の要旨を付して、林政審議会の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣は、管理経営基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。この場合においては、第2項の規定により申立てがあつた意見の要旨及び当該意見の処理の結果を併せて公表しなければならない。

はじめに

#### 1 国有林野の管理経営に関する基本方針

(1) 公益重視の管理経営の一層の推進

(2) 森林・林業施策全体の推進への貢献

(3) 国民の森林（もり）としての管理経営

#### 2 国有林野の維持及び保存に関する基本的な事項

一般会計の下で、

- ・公益重視の管理経営を一層推進
- ・組織・技術力・資源を活用して森林・林業施策全体の推進に貢献

- ・花粉症対策の加速化
- ・国土強靱化基本計画に基づく治山対策
- ・路網の強靱化・長寿命化
- ・地球温暖化対策計画に基づく成長の旺盛な森林の造成
- ・30by30目標の達成に向けた生物多様性保全の取組

- ・「新しい林業」の実現に向けた技術開発・実証と民有林への普及
- ・複数年契約等を活用した林業事業体の育成
- ・市町村の森林・林業行政に対する技術支援
- ・上記の取組を民有林関係者に分かりやすい形で推進

- ・SNSを活用した情報発信

- ・生息状況等を踏まえた効果的かつ効率的な捕獲等による鳥獣被害対策



3 国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項

- ・ 樹木採取権制度の適切な活用
- ・ 令和2年度の新型コロナウイルス感染症の影響等による木材需要の急変時の供給調整の実績を踏まえた供給調整機能の円滑な発揮

4 国有林野の活用に関する基本的な事項

- ・ 国土保全等への配慮と地域の意向を踏まえた再生可能エネルギー発電事業への適切な対応

5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等に関する基本的な事項

- ・ 相続土地国庫帰属制度への対応

6 国有林野事業の実施体制その他その運営に関する事項

- ・ 森林GISやドローン等を活用した業務の効率化

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

- ・ 海岸防災林の再生等の東日本大震災からの復旧・復興への貢献

# はじめに

## 策定の背景

- ・ 国有林野事業が平成25年度に一般会計で実施する事業に移行してから令和4年度で10年を経過。
- ・ 森林・林業基本計画（令和3年6月15日閣議決定）（抜粋）  
「国民の森林」である国有林野は、森林整備事業や治山事業等と一体的に、国有林野事業として国自らが責任を持って管理経営し、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献していく。

## 委員からの意見

- ・ 国有林は日本の林業のフロンティアとして取り組んでもらいたい。

## 次期管理経営基本計画素案

### はじめに

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うものとされている。

また、国有林野の管理経営を行う国有林野事業については、平成25年度から、それまでの特別会計により企業的に運営する事業から一般会計において実施する事業に移行し、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、公益的機能の発揮に向けた適切な施業や木材の持続的かつ計画的な供給等を推進してきたところである。

国有林野に対する国民の期待は、国土の保全や地球温暖化の防止、水源の涵養等の面が大きく、今後とも、公益的機能の維持増進を図っていく必要がある。また、民有林において、森林経営管理制度等による森林の経営管理の集積・集約化や森林環境譲与税を活用した森林整備等の取組が進められている中で、林業経営体の育成や市町村を始めとする民有林行政に対する技術支援などが求められている。

これらを踏まえ、国有林野事業は、冒頭の目標の下、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、「国民の森林(もり)」として、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献するための取組を進めていくこととする。

(略)

# 1 国有林野の管理経営に関する基本方針

## (1) 公益重視の管理経営の一層の推進

### 策定の背景

- 花粉症対策の全体像(令和5年5月30日花粉症に関する関係閣僚会議決定) (抜粋)  
国有林においては、国土の保全や木材需給の動向等に配慮しつつ、民間活力も有効に活用して、伐採・植替え等を加速化し、大都市近郊における伐採に率先して取り組む。
- 森林・林業基本計画(令和3年6月15日閣議決定) (抜粋)  
国有林において面的複層林施業等の先導的な取組を進めるとともに、市町村による森林経営管理制度と森林環境譲与税を活用した針広混交林化の取組等を促進する。

### 次期管理経営基本計画素案

#### (1) 公益重視の管理経営の一層の推進

##### ア 重視すべき機能に応じた管理経営の推進

##### ① 機能類型区分に応じた森林施業等の推進

(略)

森林の取扱いについては、人工林の半数以上が50年生を超えて本格的な利用期を迎えているという状況を的確に踏まえるとともに、林木だけでなく下層植生や動物相、表土の保全等森林生態系全般に着目して公益的機能の向上に配慮することとする。具体的には、天然更新等の森林施業技術を活用しつつ、伐採年齢の長期化(長伐期化)、林齢や樹種の違う高さの異なる複層状態の森林の整備(複層林化)、一定の広がりにおいて様々な育成段階や樹種から構成される森林のモザイク的配置への誘導、針葉樹と広葉樹の混交を促進する施業(針広混交林化)を行うなど、災害に強い国土基盤の形成や良質な水の安定的供給の確保、地球温暖化防止、生物多様性の保全、自然再生、国民と森林とのふれあいの場の提供、森林景観の保全、花粉発生源対策の加速化、鳥獣被害対策等の観点重視した管理経営を計画的かつ効率的に推進する。

なお、森林資源の成熟に伴い主伐が増加していく中で、その実施に際しては、自然条件や社会的条件を考慮して実施箇所を選定するとともに、造林コストや花粉の少ない森林への転換、鳥獣被害等に配慮しつつ、公益的機能の持続的な発揮と森林資源の循環利用の観点から確実な更新を図ることとする。

国有林野事業においては、これらの取組を通じて、森林・林業基本計画で定められた望ましい森林の姿への誘導を先導的に推進する。

# 1 国有林野の管理経営に関する基本方針

## (1) 公益重視の管理経営の一層の推進

### 策定の背景

- 国土強靱化基本計画（令和5年7月28日閣議決定）（抜粋）  
大規模な山地災害等による多数の死傷者の発生を防止するため、治山対策による荒廃山地・溪流の整備を推進し、地域の安全・安心を確保する。また、大雨や短時間強雨の発生頻度の増加、豪雪等により、山地災害が激甚化・頻発化する傾向にあることを踏まえ、治山対策を推進する。特に、（中略）山地災害危険地区等におけるきめ細かな治山ダムの配置等により、土砂流出の抑制等を図る（後略）。
- 令和4年度 森林及び林業の動向(令和5年5月30日閣議決定)（抜粋）  
森林の持つ山地災害防止機能・土壌保全機能や、海岸林の持つ防風や津波被害の軽減といった防災機能は、生態系が災害リスクを低減する機能そのものであり、治山対策等による森林の機能の維持・向上は、Eco-DRR\*やグリーンインフラの考え方にも符合する取組といえる。  
（\* Ecosystem-based disaster risk reduction: 生態系を活用した防災・減災）
- 森林・林業基本計画（令和3年6月15日閣議決定）（抜粋）  
（前略）現地の実情に応じた在来種による緑化や治山施設への魚道設置など生物多様性保全の取組に努める。

### 次期管理経営基本計画素案

#### (1) 公益重視の管理経営の一層の推進

##### ア 重視すべき機能に応じた管理経営の推進

##### ② 治山対策の推進

国民の安全と安心を確保するため、大雨や短時間強雨の発生頻度の増加、豪雪等により、山地災害が激甚化・頻発化する傾向にあることを踏まえ、国土強靱化基本計画等に基づき治山対策を推進する。具体的には、山腹崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など災害の発生形態の変化等に対応して、流域治水と連携しながら、被災危険度や発生危険度等を考慮しつつ、山地災害危険地区等におけるきめ細かな治山ダムの配置等による土砂流出の抑制等を推進する。その際、治山対策等による森林の機能の維持・向上は、Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）やグリーンインフラの考え方にも符合する取組であることを踏まえるとともに、現地の実情に応じた在来種による緑化や治山施設への魚道設置など生物多様性保全の取組にも努める。

また、大規模な山地災害発生時には、被害状況を速やかに調査するためにヘリコプターやドローン等を活用した被害調査を実施するとともに、専門技術を有した職員からなるMAFF-SAT（農林水産省・サポート・アドバイス・チーム）をリエゾン（情報連絡員）や山地災害対策緊急展開チームとして現地に派遣するなどし、国有林防災ボランティアの協力も得つつ、民有林への支援も含めた迅速な災害対策、二次災害防止対策を図ることとする。



# 1 国有林野の管理経営に関する基本方針

## (1) 公益重視の管理経営の一層の推進

### 策定の背景

- ・ 森林・林業基本計画（令和3年6月15日閣議決定）（抜粋）  
傾斜区分と作業システムに応じた目指すべき路網密度の水準を踏まえつつ、林道と森林作業道を適切に組み合わせた路網の整備を引き続き進める。その際、災害の激甚化、走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応できるよう、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や曲線部の拡幅、土場等の設置、排水機能の強化などにより、路網の強靱化・長寿命化を図る。

### 委員からの意見

- ・ 林道については、新設だけではなく、改良して災害時でも使えるようにしておくといった観点も必要。

### 次期管理経営基本計画素案

#### (1) 公益重視の管理経営の一層の推進

##### ア 重視すべき機能に応じた管理経営の推進

##### ③ 路網整備の推進

林道等の路網については、林産物の搬出、森林の育成のみでなく、森林の適切な保全管理等を効率的に行うために必要であり、森林の有する公益的機能が高度に発揮されるよう林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道について、それぞれの道の役割や自然条件、作業システム等に応じて適切に組み合わせた整備を推進する。その際、特に自然・社会的条件の良い森林において重点的な整備を推進する。

また、災害の激甚化を踏まえ、排水機能の強化などにより路網の強靱化・長寿命化を進めるとともに、曲線部の拡幅などにより走行車両の大型化等に対応する。

# 1 国有林野の管理経営に関する基本方針

## (1) 公益重視の管理経営の一層の推進

### 策定の背景

- 地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）（抜粋）  
適切な間伐の実施等の取組に加え、人工林において「伐って、使って、植える」循環利用の確立を図り、木材利用を拡大しつつ、エリートツリー等の再造林等により成長の旺盛な若い森林を確実に造成していく。

### 次期管理経営基本計画素案

#### (1) 公益重視の管理経営の一層の推進

##### イ 地球温暖化対策の推進

我が国は、パリ協定下における温室効果ガス排出削減目標の達成、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、地球温暖化対策計画に基づき、適切な森林整備・保全や木材利用などに取り組むこととしている。

このため、国有林野事業においては、中長期的な森林吸収量の確保・強化に向けて、引き続き適切な間伐や木材利用の推進を図るとともに、エリートツリー等の再造林等による成長の旺盛な若い森林の造成に率先して取り組むこととする。

(略)

# 1 国有林野の管理経営に関する基本方針

## (1) 公益重視の管理経営の一層の推進

### 策定の背景

- ・ 生物多様性国家戦略 2023-2030 (令和5年3月31日閣議決定) (抜粋)  
我が国を含む G7 各国は、生物多様性の観点から、2030 年までに陸域と海域の 30%以上を保全する 30by30 目標に取り組むことを約束している。(中略) 30by30 目標を達成するためには、国立公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上に加え、OECM の設定・管理を進めることが不可欠である。  
※OECM:保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域

### 委員からの意見

- ・ 30by30目標がある中で、保護地域として保護林の拡大・拡充や国立公園等への協力が重要。また、OECMの概念がある中で、林業をしながら生物多様性を維持していくことを国有林が主導していくことが重要。

### 次期管理経営基本計画素案

#### (1) 公益重視の管理経営の一層の推進

##### ウ 生物多様性の保全

我が国の森林生態系における生物多様性は、長期的には損失傾向にあり、気候変動等による影響も懸念されていることから、昆明・モントリオール生物多様性枠組を踏まえネイチャーポジティブ（自然再興）実現に向けた30by30目標等が掲げられた生物多様性国家戦略2023-2030や気候変動適応計画に基づき、生物多様性の保全の取組を推進していく必要がある。

このため、国有林野事業においては、保護林や緑の回廊におけるモニタリング調査等を通じた適切な保全・管理を推進するとともに、多様な森林づくりの推進、森林の適切な保全・管理、主伐や再造林等の施業現場における生物多様性への配慮等に取り組むこととする。

特に、適切な間伐の実施、針広混交林化、複層林化、長伐期化、様々な生育段階等からなる森林のモザイク的配置や里山等の積極的な整備など、地域の森林の現況に基づき、多様で健全な森林の整備・保全を推進するとともに、溪流沿いや尾根筋等の森林については、保護樹帯等として保全することを通じて、生物多様性の保全に努める。

30by30目標の達成に向けては、保護地域としての国立公園等の新規指定・拡張等に適切に対応するとともに、保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域（OECM）の設定等に適切に対応する。

(略)

# 1 国有林野の管理経営に関する基本方針

## (2) 森林・林業施策全体の推進への貢献

### 策定の背景

- 森林・林業基本計画（令和3年6月15日閣議決定）（抜粋）
  - 「国民の森林」である国有林野は、森林整備事業や治山事業等と一体的に、国有林野事業として国自らが責任を持って管理経営し、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献していく。
  - 従来の施業方法等を見直し、エリートツリーや自動操作機械等の新技術を取り入れて、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」を目指す取組を展開する。
- 令和5年度 森林及び林業施策（令和5年5月30日閣議決定）（抜粋）
  - 世界的な木材需給の変動やロシア・ウクライナを巡る情勢、急激な円安など、森林・林業・木材産業を取り巻く情勢はその複雑さを増しており、海外情勢の影響を受けにくい木材需給構造の構築が必要となっている。

### 委員からの意見

- 国有林は日本の林業のフロンティアとして取り組んでもらいたい。
- 循環的な林業に向けて、再造林ができるよう、山元の収益性を高めることが必要。国有林がプライスリーダーになってほしい。
- 国有林のフィールドで造林から育林・伐採に至るまでの施業について技術開発を進めて、その結果については幅広く普及してほしい。

### 次期管理経営基本計画素案

#### (2) 森林・林業施策全体の推進への貢献

国有林野の管理経営に当たっては、都道府県や市町村を始めとする幅広い民有林関係者等と密接な連携を図りながら、森林の有する多面的機能の発揮を基本としつつ、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献していくこととする。

このため、森林・林業基本計画に掲げる「新しい林業」の実現、担い手となる林業経営体の育成、国産材の安定供給体制の構築等に向け、特に次に掲げる取組を推進する。

また、これらの取組に当たっては、機能類型区分の管理経営の考え方を踏まえ、水源涵養タイプに区分された人工林のうち自然条件や社会的条件から持続的な林業生産活動に適したものを特に効率的な施業を推進する森林として設定・公表し、当該森林を活用して主伐・再造林等の主に林業に関する取組を民有林関係者に分かりやすい形で効果的に進める。

# 1 国有林野の管理経営に関する基本方針

## (2) 森林・林業施策全体の推進への貢献

### 次期管理経営基本計画素案

#### (2) 森林・林業施策全体の推進への貢献

##### ア 「新しい林業」の実現に向けた効率的な施業の推進と民有林関係者への普及

伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」の実現に向けて、民有林への普及を念頭に置き、産学官連携の下に、林業の省力化や低コスト化等に資する技術開発・実証を推進するとともに、事業での実用化を図り効率的な施業を推進することとする。

特に、造林の省力化や低コスト化に向けてエリートツリー等の新たな手法の事業での活用を進めるとともに、レーザ計測やドローン等を活用した効率的な森林管理・木材生産手法の実証等に積極的に取り組む。

また、こうした成果については、現地検討会やホームページでの結果の公表等を通じて、民有林関係者等への普及・定着に取り組むこととする。

加えて、事業発注を通じた施策の推進や全国における多数の事業実績の統一的な分析等が可能な国有林野事業の特性を活かし、工程管理の方法や改善等生産性向上に効果的な手法の普及・定着を図る取組を推進する。

##### イ 林業事業体・林業経営体の育成

林業従事者の確保等に資する観点から、事業発注者という国有林野事業の特性を活かし、年間の発注見通しや市町村単位での将来事業量の公表を行いつつ、安定的な事業発注に努めるとともに、若者雇用、安全対策、技術力向上の取組等を評価・加点する総合評価落札方式や事業成績評定制度の活用、複数年契約によるまとまった面積の間伐等事業の実施、労働安全対策に配慮した事業実行の指導などにより、林業事業体の育成に取り組むこととする。

あわせて、民有林の経営管理の担い手となる効率的かつ安定的な林業経営体の育成を図るため、地域の林業経営体が対応可能となる規模の樹木採取区の指定など樹木採取権制度の適切な運用を通じて、林業経営体の経営基盤の強化に努める。また、森林経営管理制度に係る林業経営体の受注機会の拡大に配慮する。さらに、分収造林制度を活用した経営規模拡大の支援に取り組むこととする。

# 1 国有林野の管理経営に関する基本方針

## (2) 森林・林業施策全体の推進への貢献

### 次期管理経営基本計画素案

#### (2) 森林・林業施策全体の推進への貢献

##### ウ 市町村の森林・林業行政に対する技術支援

森林経営管理制度の取組が進む中で、森林総合監理士（フォレスター）の資格を有する職員等を活用しつつ、市町村のニーズに応じて、森林・林業技術に関する研修への市町村職員等の受入れや公的管理を行う森林の取扱い手法の普及など、都道府県と連携して市町村の森林・林業行政等に対する技術支援に積極的に取り組むこととする。

##### エ 森林・林業技術者等の育成支援

大学の研究・実習等へのフィールドの提供等を通じ、森林・林業技術者の育成を支援するとともに、林業従事者の育成に向けた林業大学校等への講師派遣等に努めることとする。

# (参考) 「特に効率的な施業を推進する森林」の設定について

## ■ 現状と対応方針

- 国有林野事業では、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献していくこととしている。
- このような中、森林・林業基本計画では、「新しい林業」の実現に向けた取組の展開、担い手の育成、国産材の安定供給体制の構築等が課題。

公益重視の管理経営を推進しつつ、上記の「新しい林業」の実現に向けた効率的な施業の実施や民有林関係者への普及、担い手の育成等の取組を効果的に進めるため、林地生産力や地形等の自然条件や路網整備状況等の社会的条件が良い人工林を特定することとする。

## ■ 取組内容

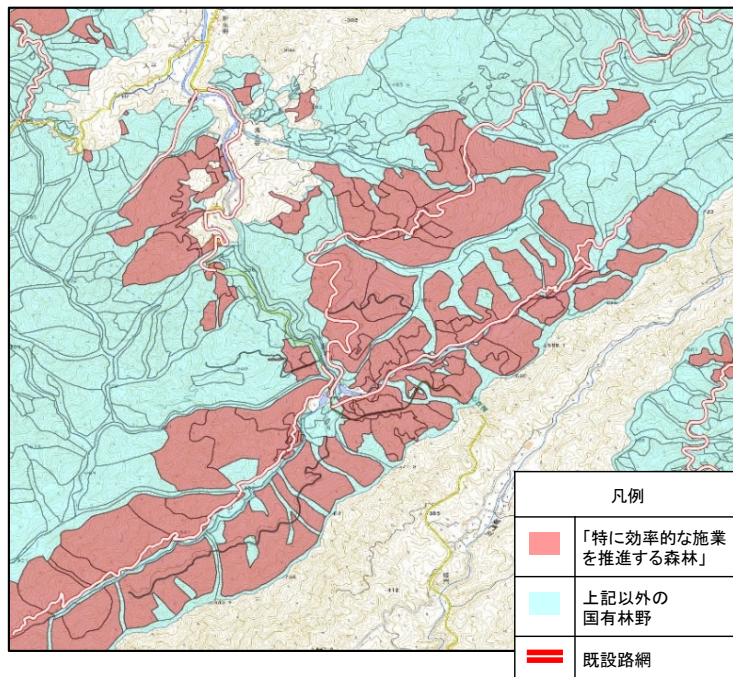
### 「特に効率的な施業を推進する森林」の設定

- 水源涵養タイプの人工林のうち、林道等からの距離が近く、地位が比較的高く、傾斜が比較的緩い森林を「特に効率的な施業を推進する森林」として設定。
- 地域の民有林関係者等に「特に効率的な施業を推進する森林」の対象森林が明らかとなるよう、地域管理経営計画等に当該森林を位置付け、公表。

### 「特に効率的な施業を推進する森林」での取組

- 自然条件等の良い人工林であることから、水源涵養機能の発揮に支障を生じさせない範囲で、以下の取組を推進。
  - ・ 造林の省力化・低コスト化等の「新しい林業」の実現に向けた効率的な施業の実施や、現地検討会を通じた民有林関係者等への普及
  - ・ 事業発注を通じた林業事業者の育成
  - ・ 樹木採取権による林業経営体の経営基盤の強化や分収造林を活用した経営規模拡大の支援等

## ■ 「特に効率的な施業を推進する森林」の設定と運用のイメージ



「新しい林業」の実現に向けた効率的な施業の実施と民有林への普及

事業発注を通じた林業事業者の育成

木材の安定供給に資する林道の機能強化

このほか、分収造林新規契約やレーザ計測・解析等を優先的に実施

これらの取組を通じて、地域の国産材の安定供給体制の構築や将来的な森林吸収量の確保・強化にも貢献

# 1 国有林野の管理経営に関する基本方針

## (3) 国民の森林(もり)としての管理経営

### 委員からの意見

- ・ 国有林の取組の情報発信に当たっては、動画やSNSの活用など工夫が重要。

### 次期管理経営基本計画素案

#### (3) 国民の森林(もり)としての管理経営

##### ア 国有林野事業への理解と支援に向けた多様な情報受発信

開かれた「国民の森林(もり)」として管理経営の透明性の確保を図るため、SNSも活用した管理経営状況の公表等の国有林野事業の実施に係る情報の開示、地域で開かれる自然教育活動への協力等を通じ、森林インストラクター等の活用も図りながら国民に対し森林・林業に関する情報提供や普及・啓発に努めるとともに、地域管理経営計画の策定等の機会を通じて広く国民の意見を聴くこととする。

(略)



## 2 国有林野の維持及び保存に関する基本的な事項

### (1) 森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保全管理

#### 策定の背景

- ・ ニホンジカの生息状況（令和3年3月環境省資料「全国のニホンジカ及びイノシシの個体数推定及び生息分布調査の結果について」）  
2014年度調査と2020年度調査の結果を比較すると、分布域は約1.1倍に拡大。
- ・ 森林・林業基本計画（令和3年6月15日閣議決定）（抜粋）  
引き続き、効果的かつ効率的な捕獲及び防護技術の開発・実証、林業関係者など地域と連携した捕獲、防護柵等の設置を推進するほか、野生動物管理を担う人材の育成を図る。

#### 委員からの意見

- ・ シカの被害は非常に大きい。生息状況や被害状況を把握しながら対策を進めることが必要。

#### 次期管理経営基本計画素案

##### (1) 森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保全管理

国民共通の財産である国有林野を適切に保全管理することは、将来にわたって国有林野事業の使命を十全に果たす上で極めて重要である。このため、山火事、森林病虫害、鳥獣被害、廃棄物の不法投棄等の森林被害の防止や保安林の適切な管理等森林の保全管理のため、森林の巡視、標識の設置、適切な防除対策の実施等に努めるとともに、境界の保全等による国有財産としての管理を適切に実施する。

特に、深刻な状況にあるシカ等野生鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、生息状況や森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえて、地元行政機関、狩猟者団体、森林組合、森林所有者等と協力して効果的かつ効率的な捕獲や防護柵の設置等の防除活動等を総合的かつ効果的に推進する。

（略）

### 3 国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項

#### (2) 国産材の安定供給体制の構築に向けた貢献

##### 策定の背景

- 令和5年度 森林及び林業施策(令和5年5月30日閣議決定)(抜粋)  
世界的な木材需給の変動やロシア・ウクライナを巡る情勢、急激な円安など、森林・林業・木材産業を取り巻く情勢はその複雑さを増しており、海外情勢の影響を受けにくい木材需給構造の構築が必要となっている。

##### 委員からの意見

- 山元へお金を返しながら再造林ができる状況を実現するためには、流通や加工などを含めた総合的な施策が必要。

##### 次期管理経営基本計画素案

#### (2) 国産材の安定供給体制の構築に向けた貢献

我が国の林業・木材産業は、生産・流通・加工の各段階が、小規模・分散・多段階となっており、木材需要者のニーズに応じて、品質・性能の確かな製品を低コストで安定的に供給する体制を確立することが課題となっている。

このことを踏まえ、国有林野事業においては、林産物の供給等を通じて、地域の川上・川中・川下の関係者との連携を強化し、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築に寄与するよう努めることとする。

具体的には、素材の販売に当たっては、木材市場等を活用するとともに、国産材の需要拡大や加工・流通の合理化等に取り組む集成材・合板工場や製材工場等と協定を締結して需要先へ直送する「システム販売」に取り組むこととする。この際、公募・選定時の評価等を通じて、非住宅分野等の新たな需要の開拓にも貢献する。

また、人工林資源の成熟に伴い主伐が増加している中、こうした主伐材の立木販売による供給についても、ニーズに応じた安定供給体制の構築等に貢献するものとなるよう効果的な木材供給に努めることとする。加えて、地域の木材需要の動向等を踏まえ適切に樹木採取権制度の活用を図る。

国有林野事業においては、国産材供給量の1割強を安定的に供給している中、これらの取組を通じて、森林・林業基本計画に掲げる国産材供給量の拡大に貢献する。

さらに、世界的な木材需給の変動など、森林・林業・木材産業を取り巻く情勢が複雑さを増す中、木材需給が急変した場合には、国産材供給量の一定のシェアを有している国有林野事業の特性を活かし、供給調整機能を発揮することとする。具体的には、地域における需要が減少した場合には立木販売の公告延期や搬出期間の延長等を実施する一方、需要が高まった場合には素材の早期生産・販売や立木販売物件の前倒し販売等を実施するなど、必要に応じて供給時期の調整等を行うこととし、これを適期に効果的な方法で行うため、地域や関係者の意見を迅速かつ的確に把握するなどの取組を推進することとする。

## 4 国有林野の活用に関する基本的な事項

### (1) 国有林野の活用の適切な推進

#### 策定の背景

- ・ 森林・林業基本計画（令和3年6月15日閣議決定）（抜粋）  
再生可能エネルギーの利用促進は、カーボンニュートラルの実現に重要な役割を果たすものである。このため、森林の公益的機能の発揮と地域の合意形成に十分留意しつつ、林地の適正かつ積極的な利用を促進する。

#### 次期管理経営基本計画素案

##### (1) 国有林野の活用の適切な推進

国有林野の活用にあたっては、その所在する地域の社会的経済的状況、住民の意向等を考慮して、農林業の構造改善のための活用、公用、公共施設への活用、公衆の保健のための活用等地域における産業の振興、住民の福祉の向上、都市と農山漁村の交流の促進による地域社会の活性化に資するよう積極的に推進することとする。

その際、再生可能エネルギー発電事業の用に供する場合には、国土の保全や生物多様性の保全等に配慮するとともに地域の意向を踏まえつつ、適切な活用を図る。また、令和3年に整備した貸付け等手続きマニュアルに基づき、手続きの迅速化・簡素化等に努めることとする。

なお、国有林野の活用については、盛土を始めとする土地の形質の変更等に係る各種法令に基づく許認可等を確認するほか、制限のない国有林野についても林地開発許可制度に準じて取り扱う。

(略)

## 5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等に関する基本的な事項

### (3) 相続土地国庫帰属制度への対応

#### 策定の背景

- 令和5年4月から法務省所管の相続土地国庫帰属制度がスタート。

#### 次期管理経営基本計画素案

##### (3) 相続土地国庫帰属制度への対応

相続土地国庫帰属制度については、申請があった土地のうち森林について法務局による要件審査に協力するとともに、帰属した森林については巡視等の管理等を行うこととする。

※民有林との属地的な連携等である以下の取組については、「5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等に関する基本的な事項」にまとめることとした。

- ・民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進
- ・公益的機能維持増進協定制度の活用
- ・相続土地国庫帰属制度への対応

# 6 国有林野事業の実施体制その他その運営に関する事項

## (2) その他事業運営に関する事項

### 委員からの意見

- ・ 循環的な林業に向けて、再造林ができるよう、山元の収益性を高めることが必要。国有林がプライスリーダーになってほしい。
- ・ 山元へお金を返しながら再造林ができる状況を実現するためには、流通や加工などを含めた総合的な施策が必要。
- ・ 国有林の債務の返済試算について、平成24年の林政審議会で説明があったから10年が経過しており、情勢の変化を踏まえた現時点の見通しを示してほしい。

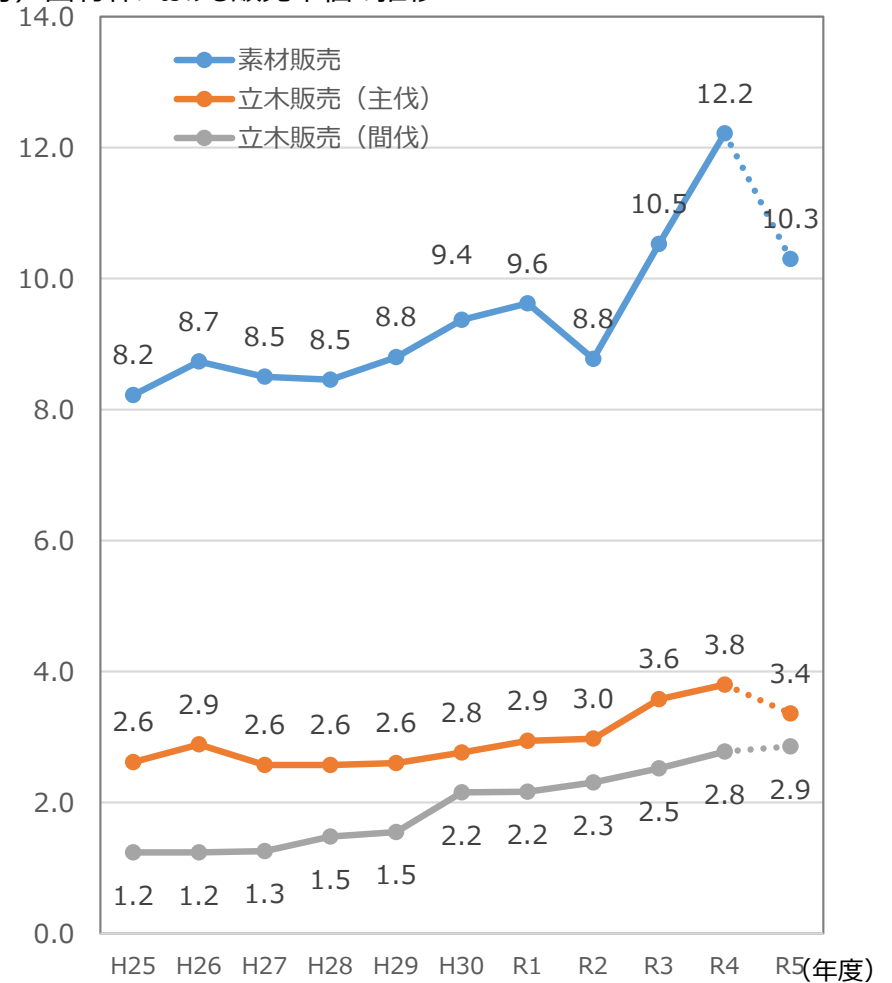
### 次期管理経営基本計画素案

#### (2) その他事業運営に関する事項

##### ア 計画的かつ効率的な事業の実行

国有林野事業債務管理特別会計の債務については、令和30年度までに着実に処理することとされており、適切な森林整備を通じた収穫量の計画的な確保や森林・林業基本計画に基づく施策の推進によるコスト削減などを着実に実施していくことが必要である。このため、地域管理経営計画等に基づく、計画的な事業の実行に努めることとし、その際、立木価格の向上等に繋がる生産性向上や造林の省力化・低コスト化を推進するなど、引き続き計画的かつ効率的な事業の実行を図るとともに、「システム販売」などを通じた国産材の需要拡大にも努めることとする。

(参考) 国有林における販売単価の推移 (単位：千円/m<sup>3</sup>)



## 6 国有林野事業の実施体制その他その運営に関する事項

### (2) その他事業運営に関する事項

#### 策定の背景

- ・ 森林・林業基本計画（令和3年6月15日閣議決定）（抜粋）  
森林・林業の分野においても、リモートセンシング等のデジタル技術が著しく進展している。森林関連情報の把握、森林資源の造成、木材の生産流通等の各段階で、これらの技術を適用してデジタルデータを活用した効率的なものへと転換していく。

#### 委員からの意見

- ・ 森林管理のデジタル化をより一層推進していくことが必要。

#### 次期管理経営基本計画素案

##### (2) その他事業運営に関する事項

##### イ デジタル化等による業務の効率化の推進

森林GIS（地理情報システム）やドローン、レーザ計測等の現場業務での活用、国有林野事業の各種事務処理を行うためのシステムや府省共通システムの活用、ネットワークを通じた円滑な情報の伝達など、職員が行う業務の効率化を推進する。

## 7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

### (3) 東日本大震災からの復旧・復興への貢献

#### 策定の背景

- ・「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針(令和3年3月9日閣議決定)(抜粋)  
森林・林業分野では、福島等の森林・林業の再生に向けて、放射性物質モニタリングや各種実証等による知見の収集、放射性物質を含む土壌の流出を防ぐための間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策等を引き続き行う。また、里山再生モデル事業の成果等を踏まえ、里山の再生に向けた取組を引き続き実施する。

#### 次期管理経営基本計画素案

##### (3) 東日本大震災からの復旧・復興への貢献

東日本大震災発生時の対応とその後の復旧において、森林管理局・署等は、地域に密着した国の出先機関として、地域の期待に応えた取組を行ってきたところであり、引き続き、早期の復興に向けて積極的な貢献に努める。

具体的には、引き続き、NPOや企業等と連携して海岸防災林の復旧・再生に取り組むほか、地域の復興に必要な国有林野の貸付け・売払い要望等に対応する。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因する放射性物質による森林等の汚染への対応については、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年法律第110号）等に基づく関係機関と連携した除染の実施や国有林野における放射性物質の分布状況の調査に加え、避難指示解除区域における森林・林業の再生に向けて、「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針を踏まえた間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策、里山の再生に向けた取組を引き続き実施することとする。